

福山市ブロック塀等の安全確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震の際のブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊の危険性を有するブロック塀等の除却工事及び建替工事に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀、組積造（れんが、石等）の塀をいう。
- (2) 軽量フェンス等 ネットフェンス、アルミフェンスその他のフェンス及びブロック塀をいう。
- (3) 避難路 福山市耐震改修促進計画に位置付けた道をいう。
- (4) 耐震診断等 「ブロック塀等の点検のチェックポイント」による点検を含む耐震診断をいう。
- (5) 除却工事 原則として敷地内における避難路に面するブロック塀等の全てを除却する工事をいう。
- (6) 建替工事 除却工事及びその除却工事で除却するブロック塀等に対応するものと認められる位置等に設ける安全上支障のない軽量フェンス等の新設工事をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、除却工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に定める解体工事業者又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者により施工されるものに限る。）及び建替工事（同項に定める建設業者により施工されるものに限る。）とする。

2 補助対象事業の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 避難路に面するもの

(2) 耐震診断等で安全性の確認ができないもの

(3) 避難路の路面からの高さが0.8m以上のもの（擁壁の上に設置されている場合は、ブロック塀等の部分の高さが0.8m以上のものに限る。）

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していないもの

3 補助対象事業の対象となる軽量フェンス等は、建築基準法其他法令の規定に違反しないものでなければならない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 補助対象ブロック塀等が設置されている土地の所有者又はその土地に存する建築物の所有者等の補助対象ブロック塀等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）

(2) 市税の滞納がない者

(3) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助対象事業に係る補助金の額）

第5条 補助対象事業に係る補助金の額は、補助対象事業に要する費用（補助対象ブロック塀等の延長1メートルにつき80,000円を乗じて得た額を上限とする。）の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その上限を除却工事については150,000円、建替工事については300,000円とする。

（補助申請前の協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、事前に市長と協議を行うこととする。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業の着手（補助対象事業の契約）の前に福山市ブロック塀等の安全確保事業補助金交付申請書（様式第1号）の正本及び副本に次に掲げる書類を添えて市長に申請（以下「補助申請」という。）しなければならない。ただし、本人同意に基づく個人情報の目的外利用により必要な情報を収集できる等の理由で市長が申請書に添えることを不要と認めた場合は、当該書類の一部を添えることを要しない。

- (1) 補助対象ブロック塀等の所有者がわかるもの（補助対象ブロック塀等が設置されている土地の公図の写し及びその土地又はその土地の建築物の登記事項証明書等）
 - (2) 補助申請を行う者の市税完納証明書
 - (3) 暴力団等に該当する者ではない旨の誓約書
 - (4) 補助申請を行う者以外の所有者等がある場合は、補助申請に対するその者の同意書
 - (5) 付近見取図（方位、避難路、目標となる地物が明示されたもの）及び配置図（縮尺、方位、補助対象ブロック等の位置、避難路の位置及び幅員）
 - (6) 立面図、縦断面図、横断面図（補助対象ブロック塀等の形状（高さ、厚さ、長さ、控え壁の位置等が明示されたもの）及び状況（ひび割れ及び傾き、基礎、鉄筋の有無等）が明示されたもの）
 - (7) 補助対象事業に要する費用の見積書又はその写し
 - (8) 現況写真
 - (9) 軽量フェンス等の配置図、立面図、縦断面図、横断面図、基礎伏図その他形状を示すのに必要な図書（建替工事の場合に限る。）
 - (10) 消費税仕入税額控除確認書
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助対象者は、前項の補助申請に当たって、当該補助金に係る消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に係る仕入控除額（補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- （補助金交付決定通知等）
- 第8条 市長は、補助申請を受理したときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じた現地調査を行い、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することが適当と決定したものについては福山市ブロック塀等の安全確保事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、交付する

ことが不相当と決定したものについては福山市ブロック塀等の安全確保事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）を様式第1号の申請書の副本及びその添付書類に添えて交付するものとする。

- 3 市長は前条第2項ただし書による補助申請がなされたものについては、消費税等仕入控除税額について、第12条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（計画の変更等）

第9条 補助金の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る補助対象事業について、規則第10条第1項各号のいずれかに該当する変更等を行う場合は、あらかじめ福山市ブロック塀等の安全確保事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に、当該変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により福山市ブロック塀等の安全確保事業変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更等を承認したときは、福山市ブロック塀等の安全確保事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第10条 補助事業者は補助金交付決定がされた日以後に当該決定に係る補助対象事業の工事監理及び施工に係る契約を行い、速やかに補助対象事業に着手しなければならない。
（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金交付決定を受けた補助対象事業が完了したときは、福山市ブロック塀等の安全確保事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、当該補助対象事業の実施内容について報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業の着手前、工事中及び完了時の工事写真
- (2) 補助対象事業の施工に係る契約書の写し
- (3) 補助対象事業に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による報告は、補助金交付決定を受けた補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は完了の日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第1項の実績報告書を提出しようとする者のうち、第7条第2項ただし書の規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、消費税仕入控除税額が明らかとした上で、消費税仕入控除税額を補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る補助対象事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを、当該報告の審査及び必要に応じた現地調査等を行って確認しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第4項の規定による審査等の結果、補助対象事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福山市ブロック塀等の安全確保事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、福山市ブロック塀等の安全確保事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

2 前項の規定は、当該事業について第12条の規定に基づく交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福山市ブロック塀等の安全確保事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

(返還命令)

第15条 市長は、前条の規定により、既に交付した補助金に係る補助金交付決定を取り消したときは、福山市ブロック塀等の安全確保事業補助金返還命令書（様式第10号）

により補助事業者に補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整理)

第16条 補助金事業者は、この要綱による補助を受けた事業に係る証ひょう類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、当該事業の完了後5年間保存しなければならない。

(調査協力)

第17条 補助金事業者は、補助事業に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力するものとする。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2019年（令和元年）7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。